

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第11号

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則（平成12年新潟県規則第103号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号（以下「削除別表号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示を除く。）に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
機 械 器 具 等	貸付料の額 (1時間につき)	機 械 器 具 等	貸付料の額 (1時間につき)
1 製造機器及び製造器具		1 製造機器及び製造器具	
(1)・(2) (略)	(略)	(1)・(2) (略)	(略)
<u>(3)</u> (略)	(略)	<u>(3)</u> <u>高速乳化機</u>	<u>340円</u>
<u>(4)</u> (略)	(略)	<u>(4)</u> (略)	(略)
<u>(5)</u> (略)	(略)	<u>(5)</u> (略)	(略)
<u>(6)</u> (略)	(略)	<u>(6)</u> (略)	(略)
<u>(7)</u> (略)	(略)	<u>(7)</u> (略)	(略)
<u>(8)</u> (略)	(略)	<u>(8)</u> (略)	(略)
<u>(9)</u> (略)	(略)	<u>(9)</u> (略)	(略)
<u>(10)</u> <u>串団子製造機</u>	(略)	<u>(10)</u> (略)	(略)
<u>(11)</u> <u>二重釜</u>	(略)	<u>(11)</u> <u>くし団子製造機</u>	(略)
<u>(12)</u> <u>真空麺帯機</u>	(略)	<u>(12)</u> <u>T. Kロボミックス</u>	<u>180円</u>
<u>(13)</u> <u>製麺機</u>	(略)	<u>(13)</u> <u>二重がま</u>	(略)
<u>(14)</u> (略)	(略)	<u>(14)</u> <u>真空めん帯機</u>	(略)
<u>(15)</u> (略)	(略)	<u>(15)</u> <u>製めん機</u>	(略)
<u>(16)</u> (略)	(略)	<u>(16)</u> <u>ホットテストロール</u>	<u>340円</u>
<u>(17)</u> (略)	(略)	<u>機</u>	
<u>(18)</u> (略)	(略)	<u>(17)</u> (略)	(略)
<u>(19)</u> (略)	(略)	<u>(18)</u> (略)	(略)
<u>(20)</u> (略)	(略)	<u>(19)</u> (略)	(略)
<u>(21)</u> <u>テスト用平煎り機</u>	(略)	<u>(20)</u> (略)	(略)
<u>(22)</u> <u>自動餅つき機</u>	(略)	<u>(21)</u> (略)	(略)
		<u>(22)</u> (略)	(略)
		<u>(23)</u> (略)	(略)
		<u>(24)</u> <u>テスト用平いり機</u>	(略)
		<u>(25)</u> <u>通電過熱装置</u>	<u>300円</u>
		<u>(26)</u> <u>自動もちつき機</u>	(略)

(23)	(略)	(略)	(27)	(略)	(略)
(24)	(略)	(略)	(28)	(略)	(略)
(25)	餅生地通風乾燥機	(略)	(29)	もち生地通風乾燥機	(略)
(26)	(略)	(略)	(30)	(略)	(略)
(27)	(略)	(略)	(31)	(略)	(略)
(28)	(略)	(略)	(32)	(略)	(略)
			(33)	ウィリー氏実験用粉	160円
				砕機	
			(34)	油圧搾搾汁装置	270円
(29)	(略)	(略)	(35)	(略)	(略)
(30)	(略)	(略)	(36)	(略)	(略)
(31)	(略)	(略)	(37)	(略)	(略)
			(38)	マイクロカッター	300円
(32)	(略)	(略)	(39)	(略)	(略)
(33)	(略)	(略)	(40)	(略)	(略)
(34)	(略)	(略)	(41)	(略)	(略)
(35)	(略)	(略)	(42)	(略)	(略)
(36)	(略)	(略)	(43)	(略)	(略)
			(44)	チョッパー	170円
(37)	石臼製粉機	(略)	(45)	石うす製粉機	(略)
(38)	圧扁 ^{へん} ロール製粉機	340円	(46)	圧扁 ^{へん} ロール製粉機	330円
(39)	(略)	(略)	(47)	(略)	(略)
(40)	(略)	(略)	(48)	(略)	(略)
(41)	(略)	(略)	(49)	(略)	(略)
2 分析機器及び分析器具			2 分析機器及び分析器具		
(1)	(略)	(略)	(1)	(略)	(略)
(2)	(略)	(略)	(2)	動的粘弾性測定装置	330円
(3)	(略)	(略)	(3)	(略)	(略)
(4)	(略)	(略)	(4)	蛍光顕微鏡システム	250円
(5)	(略)	(略)	(5)	(略)	(略)
(6)	(略)	(略)	(6)	(略)	(略)
(7)	(略)	(略)	(7)	(略)	(略)
(8)	(略)	(略)	(8)	(略)	(略)
(9)	(略)	(略)	(9)	(略)	(略)
			(10)	(略)	(略)
			(11)	(略)	(略)
(10)	(略)	(略)	(12)	温度 ^{こう} 勾配培養装置	490円
(11)	(略)	(略)	(13)	高速液体クロマトグ	330円
				ラフ	
			(14)	(略)	(略)
			(15)	(略)	(略)
			(16)	ガス充てん機	180円

(12) (略)	(略)	(17) <u>溶存酸素計</u>	<u>170円</u>
(13) デジタルマイクロ コープ	<u>220円</u>	(18) <u>高圧力硬度測定装置</u>	<u>310円</u>
		(19) (略)	(略)
		(20) <u>微生物同定システム</u>	<u>220円</u>
		(21) デジタルマイクロ コープ	<u>210円</u>
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。